The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜文献紹介＞ クリスピン・ライト著「一種の認識としての真理 ： パトナムの遍歴」 / ヒラリー・パトナム著「いつ『証拠超越性』は有害ではないのか ： クリスピン・ライトへの応答」
Author(s)	原田, 淳平
Citation	メタフュシカ. 2010, 41, p. 89-94
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/5360
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

《文献紹介》

クリスピン・ライト著

「一種の認識としての真理：パトナムの遍歴」

Crispin Wright, Truth as Sort of Epistemic: Putnam's Peregrinations, *Journal of Philosophy,* Vol. 97, 2000, pp. 335-364.

ヒラリー・パトナム著

「いつ『証拠超越性』は有害ではないのか：クリスピン・ライトへの応答」

Hilary Putnam, When "Evidence Transcendence" Is Not Malign: A Reply To Crispin Wright, *Journal of Philosophy,* Vol. 98, 2001, pp. 594-600.

原田淳平

当論文でライトとパトナムは共に真理の「証拠超越性（認識超越性と同義）」を論じているが、「有害」な証拠超越性についての理解は両者の間で異なる。具体的には、ライトが理想的な状況を越えて言明が真でありうると考えることは「有害な」証拠超越性だと主張するのに対して、パトナムはこの考えは常識の範囲内にある「無害な」証拠超越性だと主張する。本稿では主にこの真理の証拠超越性の問題に焦点を当てて、ライトとパトナムの議論をそれぞれ概括する。

ライトの論文の概要

ライトの論文は全部で 14 節あり、具体的な構成を粗描すると、1-4 節でパトナムの遍歴の概説、5-9 節で中期のパトナムによる真理の定義の批判、10-14 節で「有害な」認識超越性と「無害な」認識超越性の区分、にまとめることができる。まず 1-4 節では、パトナムが内的実在論（internal realism）から常識的実在論（commonsense realism）へと立場を変更したことが言及されている。パトナムは古典的な実在論を、「真理は我々の認知や知識とは独立して存在する」という見解を核心に持つ形而上学的実在論（metaphysical realism）として特徴づけた[1]。ここでの真理の独立性は一般に真理の「認識超越性」と呼ばれ、古典的な実在論に特徴的な概念だと考えられている。

[1] Cf., Putnam, Hilary (1981), *Reason, Truth and History,* New York: Cambridge University Press, §3.

ライトの論文における中心的な議論の一つは、中期のパトナムの立場である「内的実在論」はこの認識超越性を認めないのに対して、最新の立場である常識的実在論では真理の認識超越性が取り戻された、ということである（340）。すると問題になるのは、パトナムは常識的実在論に転向することで形而上学的実在論へと後退したのか、ということであるが、結論を先取りすると、常識的実在論と形而上学的実在論は共に認識超越性を認めるが、これが生じる源泉が異なり、前者は「無害」であるが後者は「有害」な認識超越性である、とライトは結論している。結論の詳細は 10-14 節で論じるが、常識的実在論の評価は一度脇に置いて、ライトは先にパトナムの中期の立場である内的実在論の批判に取りかかる。

5-9 節では、パースやパトナムの内的実在論の真理の定式化は同様の構造的な問題を抱えていることを指摘する。ライトによれば、上で述べたように中期のパトナムは認識超越性を放棄しており、基本的にはパースの真理観と一致する。パースやパトナムの真理の定式化は、真理を合理的受容可能性（rational acceptability）と同一視するものであり、P が諸々の言明、条件 C がパースの場合「理想的な認知条件」、パトナムの場合「十分良い状況」を表しているとすると、次のように表現することができる。

＜ P が真である＞のは、＜ P が条件 C の下で評価されるとしたら、P が信じられるようになるとき＞そのときに限る（338）。

ライトはこのような定式化に対する重要な批判の一つとして、アルヴィン・プランティンガによって提出されたものを挙げているが、プランティンガの批判はパースには該当するもののパトナムに対しては不十分であるため、ライトはパース／パトナム流の双条件法一般に妥当するようにこの批判を修正する。修正を施した批判は、P に「条件 C は決して成立しない」を代入するというものである。その結果得られるのは、理想的な認知条件（あるいは P を評価するために十分良い状況）の下でこの問題を考察する主体が、この問題を考察する場合には常に条件は認知的に理想的ではないと信じる、という趣旨の主張である。この主張は明らかに矛盾を含んでいるため、受け入れることはできない。従って、ライトによる批判はパース／パトナム流の双条件法が共有する決定的な問題を提示することに成功している（344-345）。

このように、条件法の分析はあらゆるケースで安定した結果をもたらすわけではない、という事実は一般に「条件法の誤謬（Conditional Fallacy）」と呼ばれ、現在では様々な形での定式化がなされている[2]。この例では、分析項（P が信じられること）の真偽が被分析項（条件 C が成立していること）の真偽に依存している点で、条件法の誤謬にコミットしている。だがライトによれば、これはパース／パトナム流の双条件法が引き起こす問題であって、真理を合理的受容可能性のような概念で代替させるという考え自体の問題ではない（347）。事実次のような条件付き双条件法で、条件法の誤謬を回避することが可能である。

＜ P が（構成的に特定された）十分良い認知条件の下で評価されたとしたら＞、＜ P が真

[2] ここでは詳細を論じることはできないが、次の文献は「条件法」にまつわる問題を解説している。Shope, R. K. (1973), *The Conditional Fallacy in Contemporary Philosophy,* Jornal of Philosophy, 75, pp.397-413.

であるのは、P が信じられるようになるとき＞そのときに限る（350）[3]。

この定式化が「条件付き」と呼ばれるのは、真理を定義する双条件法の前に反事実的条件節がつくことによって当の双条件法が制限されているからである。そして条件法の誤謬を回避するための鍵は、双条件法の外に認知状況を条件節として与えることである。ライトによれば、条件付き双条件法では反事実的条件節の充足が、双条件法による真理分析をするための必要条件になる。これは言い換えれば、反事実的条件節が満たされない場合、我々は言明を信じたり信じなかったりする視座に立脚していない、ということを意味する。それゆえ条件付き双条件法は、真偽が問われるときは常に反事実的条件節によって描写される認知条件の存在を要求する（8 節および注 17）。

ここまででライトはパースや内的実在論の真理定義がそのままでは不十分であることを指摘し、修正案として条件付き双条件法を提示した。そして次の 10-14 節では、ライトはパース／パトナム流の双条件法が抱えるもう一つの問題を指摘することを通じて、「有害な」認識超越性と「無害な」認識超越性の区分を導入する。ライトの見立てでは、この区分は形而上学的実在論と常識的実在論の認識超越性の差異を明らかにするのと同時に、内的実在論で放棄された認識超越性が取り戻される理由を説明するものでもある。

まずライトは念を押すようにもう一つの問題をパース／パトナム流の双条件法に突きつける。その例とはフィッチのパラドックス[4]において用いられたものであり、具体的には F：「Q、かつ、誰も合理的に Q を信じない」を P に代入するというものである。ライトによればこの例も一種の条件法の誤謬であり、従って条件付き双条件法はこれによって生じる矛盾を回避可能である。先にパース／パトナム流の双条件法の方を見てみると、P に F を代入するとき次のような問題が生じる。パース／パトナム流の双条件法においてある言明が真であるのは、理想的な条件の下でその言明が信じられるときである。だがこのとき F の中には「誰も合理的に Q を信じない」が含まれているため、実際には F が信じられることはない。一方で、直観的には F が真であることに矛盾はなく、F は真でありうるように思われる。というのも、我々のまだ知らない真理が無数に存在するということは、明らかに我々の常識に根ざしているからである。しかしながら、実際には F を我々は決して信じないので、これが正しいとすると、「F が真でありうる」という直観を説明することが不可能になる（356）。従って、この双条件法では F のようなある種の認識超越的な事柄を表現することができない。この結果は、パースや中期のパトナムの立場が真理概念を合理的受容可能性によって代替させる見解であることからして当然である。これはもちろん、合理的に受容可能であることだけが真理だとしたら、F のような合理的に受容されないという命題を含むどんな主張も受け入れることはできないからである。

これに対して、F を条件付き双条件法に代入すると次のどちらかになる。1. 理想的な条件の下

---

[3] 「構成的に特定された」十分良い認知条件というのは、あらゆる事態に対する理想的な認知状況があるのではなく、特定の言明 P に対する理想的認知条件ということを意味している。従って、そのような認知条件は別の言明 Q にとって理想的でないことが可能である。

[4] Cf., Fitch, Frederic B. (1963), *A Logical Analysis of Some Value Concepts,* Journal of Symbolic Logic, 28, pp.135-142.

でQを検証し、合理的にQを信じるようになり、「Qは合理的に誰にも信じられない」が偽であると証明し、それによってFが偽であると証明する。2. Qが偽であると証明し、それによって直接Fが偽であると証明する（357）。どちらのケースでも、十分良い状況の下で評価されたとしたらFが真であることはない。このとき十分良い条件の下ではFは信じられないので、「Fが十分良い状況の下で評価されたとしたら、Fが真であるのはFが信じられるときそのときに限る」という条件付き双条件法の主張と矛盾することはない。

だが条件付き双条件法は、理想的な条件の下ではあらゆる真理が発見されることを含意しており、もしこの理論がすべての真理を我々が知っていることを意味するならば、明らかに直観に反する事態である。ここでライトはこの直観を表現するために、認知の偶然性による認識超越性を導入する。具体的には、確かに理想的な認知状況の下では言明は検証されるか否かのかのどちらかであるが、しかしその理想的な認知状況に我々が常にアクセスできるかどうかは完全に偶然的である、と考える（359-360）。ライトはこの認知の偶然による認識超越性を認めることで、我々がすべての真理を知っているという事態を回避し、自身の立場として条件付き双条件法と認知の偶然性を認める「穏健な内在主義（moderate internalism）」を主張する。この穏健な内在主義は認識超越性を認めるものの、パースや内的実在論だけでなく、形而上学的実在論とも異なる。ライトによれば、形而上学的実在論では我々の理想的な認知状況は端的に存在しないか、存在するとしてもまるで悪霊に欺かれているかのように（水槽の中の脳であるかのように）実際の事態は我々の認知とは全く異なるものであることが要求されるため、この立場の認識超越性は「有害」である。実際この種の認識超越性は、認知的に理想的な状況の下ですら真理を認知の彼方に求めることを迫る形而上学的なインターフェイスであり、この存在を放棄することが「デューイ講義」におけるパトナムの中心的な主張であった[5]。ライトもこれに同意してインターフェイスを拒否し、これと認知の偶然性による認識超越性を区別することで、形而上学的実在論と穏健な内在主義の差異を真理の認識超越性が生じる源泉に求める（363-364）。すなわち、前者がインターフェイスによって生じる「有害な」ものであるのに対して、後者は認知の偶然性によって生じる極めて常識的な「無害な」ものである。

この分析をもとにライトはパトナムの立場を次のように評価する。パトナムは常識的実在論における真理は認識超越的でありうると述べるが、もしこの立場がインターフェイスを放棄しているならば、その認識超越性は「無害な」ものでなければならない。従って、認識超越性という点において常識的実在論と形而上学的実在論は質的に異なるはずである（360-363）。しかし常識的実在論は、例えば「地球外生命体は存在しない」のようなケースに関して理想的な認知状況が原理的にすら存在しない可能性があると考える。これに対して穏健な内在主義は、条件付き双条件法は真理を余すところなく表現するため、我々が実際にアクセス可能かは別にして、前件で描写される理想的な状況を越えて真であるものは存在しないと考える。以上のことから、このようなケースを認める常識的実在論は穏健な内在主義よりも寛容であり、その意味で穏健な内在主義

[5] Cf., Putnam, Hilary (1999) *The threefold cord Mind, Body, and World,* New York: Columbia University Press.

は常識的実在論の一部である、とライトはまとめる。

パトナムの論文の概要

この論文におけるパトナムの主眼は、上で述べた「地球外生命体は存在しない」という例における認識超越性が「無害な」ものであることを示すことである。というのも、ライトはこのケースの認識超越性は本質的にインターフェイスの概念に存していると考えており、それゆえこの点でライトとパトナムの見解が決定的に分かれるからである。パトナムは、1. 条件付き双条件法は還元文の一種であるため、すべての真理を定義することができるわけではない、2. 理想的な状況の下で作られる「理想的な理論」はあらゆる真理を発見する装置ではない、の二つを指摘して、上のケースの認識超越性が「無害」であることを証明する。

1 を論証するため、パトナムはまず「フィッチの例から何を引き出すことができるのか」から議論を始める。パトナムによれば、条件付き双条件法が捉えているのは、「F が偽であると証明されうるが、F は検証されない」状況なので、この双条件法の下ではフィッチの例は必然的に偽になる。パトナムは次のように指摘する。

> ルドルフ・カルナップやカール・G・ヘンペルが共に指摘したように、前件で言及された検査条件が充足されない場合、「還元文」はそれが還元する概念の外延を曖昧にする。ライトの条件付き双条件法はまさに述語「真」に対する還元文であり、これはその外延を F に適用されたものとして部分的に特定するものである。そしてこれは「十分良い状況」が成立しないすべての場合において述語の外延を曖昧にする（596）。

この引用でパトナムが述べているのは、「条件付き双条件法は真であるために前件が描写する条件の充足を要求するが（充足しない場合は真理を定義する視座にはない）、とりわけ前件が成立しない場合真理を定義することに失敗しているため、述語「真」の内容が不透明になる」ということである。条件付き双条件法は、確かに前件の条件節が充足するときは真理の定義に成功する。だが実際フィッチの例が描写しているのは、「Q は理想的な条件の下で偽だと証明されうるが、Q が成立していることは理想的な条件の下でも検証されない」という事実である。従って、もしフィッチの例を真でありうると考えるならば、このケースを理想的な状況の下で検証されないが真でありうる事実として捉えなければならない。しかし F に関して条件付き双条件法では、前件が決して充足しないためこの事実を説明することができず、それゆえ、条件付き双条件法はフィッチの例のような真理の認識超越性を表現することはできないのである。

今度は 2 を証明するため、パトナムはライトが「有害な」認識超越性と位置づけた「地球外生命体は存在しない」というケースとフィッチの例の間に質的な違いがないことを示す（597）。結論としては両方とも偽だと証明されうるが検証されえないような命題であり、これはフィッチの例がそうであるように、条件付き双条件法によって定式化することが可能である。例えば「地球外生命体は存在しない」が真であるときは、この命題を検証可能な理想的な状況に我々はアクセス可能であり、それゆえこの命題を信じるときである。反対にこの命題が偽であるときは、いつの日か宇宙のある点において地球外生命体を発見し、我々が「地球外生命体の存在」を信じるよ

うになるときである。ここには条件付き双条件法による定式化を妨げるものはなく、それどころかこの命題が真であることにアクセスできないのは我々の認知の偶然性によるものであり、決して形而上学的な理論によってではない。むしろ、穏健な内在主義が、我々の最高の理論が極めて適切であるとみなす命題はすべて実際に真であると考えることを要求するとしたら、この見解ははっきりと拒否されなければならない、とパトナムは言う（598）。結局、理想的な状況の下で形成された「理想的な理論」は確かに限りなく真理に辿り着く可能性が「高い」ものの、あらゆる真理を発見する理論ではありえない。これが正しいとすると、条件付き双条件法の前件によって仮定される状況が捉えることのできない真理の存在はあってしかるべきである。従って、理想的な状況であるならば地球外生命体の例を含むあらゆる真理を捉えることができるというライトの見解は混乱している。そしてライトをこのように混乱させたのは、条件付き双条件法条法による分析を誤解したことに端を発している。

パトナムは議論の結論として、「論理的結合子や量化子の使用はしばしば、論理的構造それ自身とは離れた理由で認識超越性へと導く」と述べている（598）。ライトは条件付き双条件法が捉えきれない真理の存在を認めず、これを超え出る認識超越性は形而上学の空想によって生み出された「有害な」種類のものであると考えた。だがフィッチの例や地球外生命体の例の論理的構造は、ある命題が偽であると証明されうるが検証されえないことを明らかにしており、これは条件付き双条件法では解明することのできない事態を述べている。このような真理が決して形而上学的な種類のものではないのは、条件付き双条件法の前件が、存在しないことも含意するような反事実的条件節であることや、理想的な状況があらゆる真理を発見する状況ではないことからして明らかである。

真理論の歴史は古く、一見既に掘り尽くされた問題のようにみえるが、様々なところでまだ議論の余地があるというのは、この二つの論文がまさに示したことである。パトナムの応答が述べているように、一つの哲学的な装置だけでは真理概念の分析としてはしばしば不十分であるため、これからは認識論など他の領野の分析結果も利用して、多角的に真理というものにアプローチすることが求められている。

（はらだじゅんぺい　哲学哲学史・博士後期課程）